

みせいねんしゃとりけしけん 「未成年者取消権」を知ろう！

- ◆ 18歳から成年者とされ、17歳までを未成年者と言います。
- ◆ 未成年者の場合、契約には保護者などの法定代理人の同意が必要です。
- ◆ 未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合には、「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。

「未成年者取消権」は、消費者被害から未成年者を守るためのものです。

ただし、次のような場合は取り消すことができません。

- 法定代理人の同意を得て行った契約。
- お小遣いの範囲内で行った契約。
- 未成年者が、「成年者である」「保護者の同意を得ている」と偽った場合。
- 成年に達してから商品やサービスを受けたり、代金を支払ったりした場合。など



【アドバイス】

- ◆ 必ず取り消しができるとは限りません。簡単に契約しないようにしましょう。
- ◆ 未成年者の取り消しは、はがきなどの書面で通知しましょう。
(未成年者本人からでも、法定代理人からでも取り消しができます。)

「わからないことや困ったことがあれば、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。」



まもりん

い や や
消費者ホットライン ☎188
—あなたの地域の消費生活センターにつながります—

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782



みもりん

※通話料はすべて有料です。